

協定締結団体による不法投棄現場の平成22年度通報件数10件のうち、

埼玉県 宅建協会の 会員による通報は5件と、 大きな成果に結びつきました！

みどりと川・再生宣言

—不法投棄現場発見時の通報にご協力をお願い致します。—

(社)埼玉県宅地建物取引業協会では平成22年5月25日に埼玉県との間で「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結し、会員の皆さまに通報協力をお願い申し上げて参りました。お陰様で協定締結団体による平成22年度通報件数10件のうち、本会会員からの通報は5件と、協定締結18団体の中で1番通報実績のある団体となりました。会員の皆さまのご理解とご協力が厚く御礼申し上げます。

今後とも会員の皆さま及び従業者の皆さまが営業活動などの際、不法投棄現場を発見した場合には下記フリーダイヤルまで通報頂けますようご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

廃棄物不法投棄の現場や行為を見かけたら、通報してください。

- ◆不法投棄される産業廃棄物の約7割は、解体系の廃棄物となっています。例) コンクリートがら、木くず、廃プラスチック、金属くず等
- ◆産業廃棄物とは、事業活動から出る廃棄物で法律に定めるものをいいます。
- ◆家庭ごみ、家具類、テレビなどの一般廃棄物が大量に投棄されている場合なども、通報をお願いします。



解体系の木くず等の不法投棄現場。

通報先

埼玉県産業廃棄物不法投棄110番

0120-530-384
(ごみをみはるよ)

- ◆フリーダイヤル、24時間受付です。
(休日・夜間は、留守電対応)
- ◆通報を受け付けるのは、埼玉県庁産業廃棄物指導課の職員です。

通報していただく内容

発見日及び場所

- ◆目印となる施設、建物、交差点名など、できるだけ具体的に御連絡をお願いします。(通報受付後、行政職員が現地確認し、対応を行います)

不法投棄の状況

- ◆廃棄物の種類、量など確認できる範囲で御連絡をお願いします。

不法投棄と同様に
屋外で廃棄物を燃やす
野外焼却も **禁止**
されております！

「不法投棄」や「野外焼却」には
重罰が科せられます

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により「不法投棄」と「野外焼却」は禁止されております。「不法投棄」は「5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金、又はこれを併科」とされております。「野外焼却」は「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、又はこれを併科」とされております。

皆さまも不法投棄現場発見にご協力頂きますと共に、屋外で廃棄物を燃やす「野外焼却」禁止についてもご理解を頂きますようお願い申し上げます。